

通所介護（デイサービス）料金表

事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割～7割）が介護保険から給付されます。

※「介護保険負担割合証」に利用者負担の割合（1割または2割・3割）が記載されています。

<サービスの概要>

①食事

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

②排泄

- ・ご契約者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行いません。

③送迎

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行いません。
- ※家族の方が送迎された場合は、片道47円減算となります。

楽陽荘デイサービスセンター

☆基本サービス利用料金 利用時間7時間以上8時間未満

(1回につき) (1割負担の場合)

介 護 度	サービス提供時間が 7時間以上8時間未満 基本料金
要 介 護 1	655
要 介 護 2	773
要 介 護 3	896
要 介 護 4	1,018
要 介 護 5	1,142

☆加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、加算額の1～2割を追加料金としてご負担いただきます。

- 入浴加算 40円/回
- サービス提供体制強化加算Ⅰ 22円/回
- 科学的介護推進体制加算 40円/月

○介護職員処遇改善加算Ⅰ (基本サービス費＋各種加算) × 5.9%

(各種加算にベースアップ等支援加算は含まれない)

○介護職員等ベースアップ等支援加算 (基本サービス費＋各種加算) × 1.1%

(各種加算に介護職員処遇改善加算は含まれない)

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要支援、要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

② 食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理費等にかかる費用です。

料金：1回あたり 660円

③ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき：10円

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、ご契約者に負担していただくことがあります。

介護用品(リハビリパンツ・尿取りパッド・テープ止め紙おむつ)：実費

⑤ 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

○通常の事業実施地域を越えた地点から片道5km未満 500円

○通常の事業実施地域を越えた地点から片道5km以上 1,000円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月毎に計算してご請求します。

翌月25日にご指定の金融機関口座から引き落としさせていただきます。

※指定口座からの引き落としをご希望される場合、別途手続きが必要となります。また、口座引き落としの場合は、手数料が発生します。あらかじめご了承ください。

※現金での支払いも可能です。希望される方は、職員にご相談ください。

(4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止、変更又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の当日に申し出がなかった場合	当日の食事にかかわる費用 (食事代金660円を負担)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

令和5年8月1日